

災害時におけるアスベスト対策に関する調査

結果報告書

令和8年7月

東北管区行政評価局

目 次

第 1	調査の目的等	1
第 2	調査結果	3
1	アスベスト対策の概要	3
2	平常時における石綿使用建築物等の把握状況	4
(1)	制度等	4
(2)	県市の環境部局における石綿使用建築物等の把握状況	5
(3)	県市の建築部局におけるアスベスト調査台帳情報の共有に関する認識等	8
3	応急対応に向けた実施体制の整備状況	11
(1)	制度等	11
(2)	アスベスト露出状況調査に係る実施体制	12
4	災害時におけるアスベスト対策に関する地方公共団体への支援状況	21
(1)	制度等	21
(2)	国による地方公共団体への支援状況	21
(3)	地方公共団体の実情	24
5	まとめ	25
(1)	東北管内における取組の促進	25
(2)	全国的な取組の促進（総務省（行政評価局）対応事項）	27
	資料編	29

第1 調査の目的等

1 目的

アスベスト（石綿）¹は、平成18年9月に製造・使用が禁止されるまで、多くの建築物等に使用されており、災害時には、アスベストを含有する建材（以下「石綿含有建材」という。）が使用された建築物（以下「石綿使用建築物等」という。）が倒壊・損壊することによりアスベストが外部に露出し、適切な飛散防止措置を講ずることができない場合、平常時以上にアスベストの飛散・ばく露の可能性が高まることが懸念される。

災害時のアスベスト対策について、防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定、令和7年7月最終修正）では、「建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、国〔環境省〕、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。」とされており、環境省は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省水・大気環境局大気環境課。以下「環境省マニュアル」という。）を策定し、地方公共団体に周知している。

環境省マニュアルでは、地方公共団体は、平常時から建築物等における石綿使用状況の情報について、所管部署と連携して共有・整理し、情報共有するとともに、災害時の石綿飛散防止体制の整備等を検討しておくことが望ましいとされており、災害時だけではなく、平常時の備えに関する取組事項が示されている。

東北地方でも、東日本大震災のほか、想定を超える大規模な水害等も発生していることから、平常時における情報共有や災害時の体制整備などの備えが重要である。

本調査は、以上のような状況を踏まえ、災害時におけるアスベスト対策について実効性のあるものとするため、国及び地方公共団体の取組状況を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

東北地方環境事務所²、宮城労働局

(2) 関連調査等対象機関

県（6）、市（9）、関係団体等

※ 上記調査を行う過程で、環境省及び関東地方環境事務所³からも情報収集を行った。

3 担当部局

東北管区行政評価局

¹ 本結果報告書では、「アスベスト」と「石綿」（いしわた）を同じ意味で使用している。単独で使用する場合は「アスベスト」としているが、法令や環境省マニュアル等で使用されている「石綿使用建築物等」「石綿飛散防止体制」などの語句はあえて「アスベスト」に統一せず「石綿」としている。

² 現東北環境局。以下同じ。

³ 現関東環境局。以下同じ。

4 実施時期

令和7年9月～8年7月

第2 調査結果

1 アスベスト対策の概要

アスベストは、吸入することにより中皮腫や肺がん等の疾患の原因になるため、平成18年9月から製造・使用が禁止されているが、禁止前に施工された建築物等には石綿含有建材が使用されている可能性がある。建築物等の解体・改造・補修工事（以下「解体等」という。）を行う場合、石綿使用建築物等からアスベストが飛散するおそれがあるため、大気中へのアスベストの飛散防止の観点から大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。）により、石綿含有建材の除去等の作業に従事する労働者等の健康被害防止の観点から労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）により、それぞれアスベストの飛散・ばく露防止に係る規制が講じられている。

具体的には、建築物等の解体等を行う場合、原則としてあらかじめ、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況を調査する必要がある、事前調査の結果、レベル1又はレベル2とされる石綿含有建材の使用が確認された場合は、大防法に基づき都道府県知事⁴に対し、安衛法及び石綿則に基づき労働基準監督署長に対し、それぞれ作業実施等の届出⁵を行った上で、解体等の作業時にアスベストの飛散・ばく露防止措置を講じなければならない。

表1 石綿含有建材の種類

レベル 区分	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	石綿含有吹付け材	石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材	石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材
飛散性	高い	比較的高い	比較的低い
使用例	耐火建築物、準耐火建築物の柱等の耐火被覆用として使用 	ボイラー本体や配管等の断熱、保温材として使用 	建築物の屋根や外壁に石綿含有スレート波板を使用 

（注）「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（平成26年11月国土交通省）及び環境省マニュアルに基づき当局が作成

また、建築物等の解体等に伴い生じたアスベストを含む廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正な処理を行う必要が

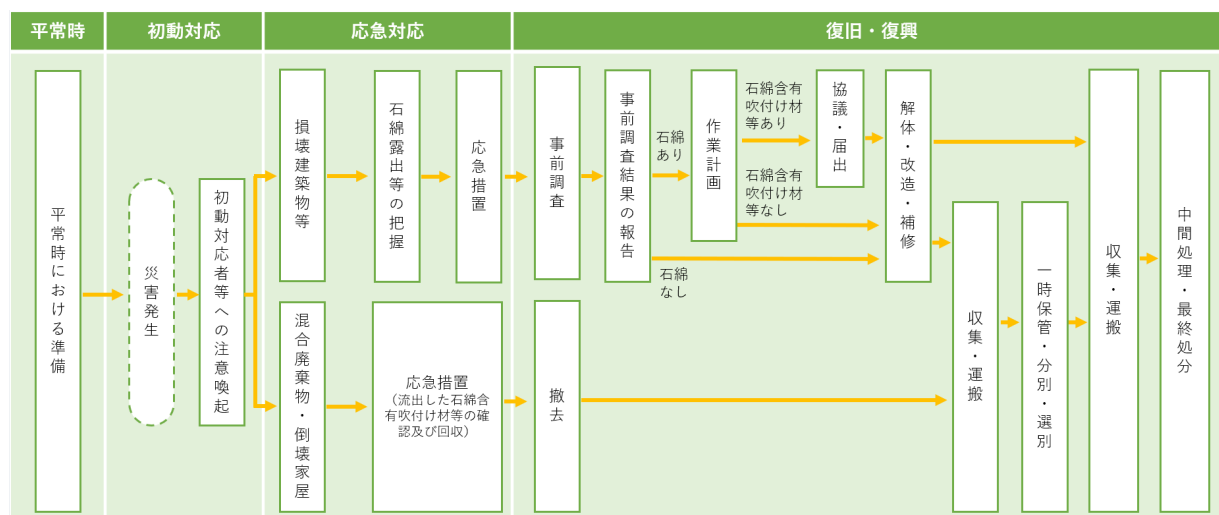
⁴ 政令等により委任されている市については市長

⁵ レベル3とされる石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材については作業実施等の届出の対象とならないが、地方公共団体によっては条例により届出が必要になる場合がある。

あり、石綿使用建築物等の解体等から廃棄物の処理まで法令等による規制が講じられている。

さらに、災害時は、石綿使用建築物等が倒壊・損壊することでアスベストが外部に露出し飛散するおそれがあることから、災害発生後の応急対応として、速やかにアスベストが露出した建築物等を把握し、露出が確認された建築物等に対して飛散・ばく露防止措置を講ずる必要がある。このため、環境省は、環境省マニュアルを策定し、地方公共団体等が応急対応の実施に向けて平常時に備えておくべき事項等を示している。

図1 災害発生後におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策の流れ



(注) 環境省マニュアルに基づき当局が作成

環境省は、環境省マニュアルについて、地方公共団体の大防法所管部局（以下「環境部局」という。）に配布し、関係部局への周知を依頼している。また、令和2年6月の大防法改正により、災害時に備えるため、国や地方公共団体の施策に関する規定（大防法第18条の24及び25）が新設された。大防法第18条の25において、地方公共団体は、「特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」とされており、具体的には、平常時における石綿使用建築物等に係る情報の収集、整理や災害時に備えた体制整備等が想定されている。

2 平常時における石綿使用建築物等の把握状況

(1) 制度等

環境省マニュアルでは、平常時に建築物等における石綿使用状況を把握しておくことで、災害発生時の迅速な石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応に活用することができるとされており、石綿使用建築物等の把握に当たっては、i) アスベスト調査台帳（詳細は後述）、ii) 地方公共団体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果⁶、

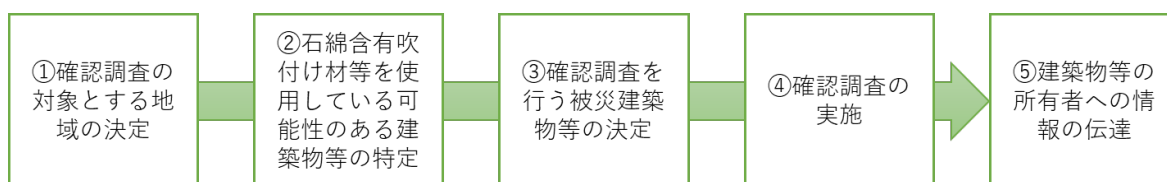
⁶ 「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」を受けて平成17年度以降、関係省庁において学校施設、病院、社会福祉施設及び地方公共団体所有施設等で、吹付けアスベスト等に関する使用実態の調査が行われている。

iii) 大防法に基づく建築物等の解体等に係る届出履歴、iv) 解体等着手前に大防法に基づいて行われる事前調査の結果といった既存情報の活用が効率的とされている。

また、環境省マニュアルで示されている石綿露出状況の把握手順は図2のとおりであり、石綿露出状況等の確認調査（以下「アスベスト露出状況調査」という。）の実施に当たり、平常時に把握した石綿使用建築物等の情報は、①確認調査の対象とする地域の決定及び②石綿含有吹付け材等を使用している可能性のある建築物等の特定の段階で活用される。

ちなみに、平成28年4月に発生した熊本地震において、熊本県は調査対象となる鉄骨造（S造）、鉄筋コンクリート造（RC造）の石綿使用建築物等をリストアップするため、アスベスト調査台帳を活用している。熊本地震の際に調査を実施した有識者からは、アスベスト調査台帳を活用して調査対象となる石綿使用建築物等を効率的にリストアップできたことで迅速な調査の実施につながったとの意見が聴かれた。

図2 石綿露出状況の把握手順の例



- (注) 1 環境省マニュアルに基づき当局が作成
2 「確認調査」は、「アスベスト露出状況調査」を指す。

上記の i) アスベスト調査台帳は、国土交通省（以下「国交省」という。）が平成17年度から都道府県を通じて実施している民間建築物における吹付けアスベスト等飛散防止対策に関する調査（以下「民間建築物アスベスト使用実態調査」という。）の結果を基に地方公共団体の建築基準法（昭和25年法律第201号）所管部局（以下「建築部局」という。）において整備が進められているものであり、国交省が平成26年11月に策定した「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（以下「国交省マニュアル」という。）を参考に、建築物の基本情報や所有者へのアンケート調査で把握したアスベストの使用状況等の情報がデータベースとして整備されている。国交省マニュアルでは、災害時のアスベスト対策へのアスベスト調査台帳情報の活用の有効性が示されており、環境部局等の関係部局が災害時にアスベスト調査台帳をスムーズに活用できるよう事前に取り決めておくことが極めて重要とされている。特にアスベスト調査台帳には個人情報（所有者の氏名、住所、連絡先等。以下同じ。）が記録されているため、情報の共有化や取扱いを平常時に関連部署及び地方公共団体内で調整しておく必要があるとされている。

(2) 県市の環境部局における石綿使用建築物等の把握状況

上記(1)の環境省マニュアルで例示されている石綿使用建築物等の把握方法のうち、大防法に基づく建築物等の解体等に係る届出履歴や解体等着手前に大防法に基づいて

行われる事前調査の結果については、環境部局が通常業務の中でその内容を把握しているが、工事が行われた建築物等以外の情報を把握できない。

また、地方公共団体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果については、関係省庁からの依頼を受け、地方公共団体の各施設の所管部局（学校施設は教育関係部局、病院は衛生関係部局等）が取りまとめを行っているが、民間建築物は同調査の対象外である。

このため、調査対象県市の環境部局からは、地方公共団体内に所在する石綿使用建築物等の全体像を把握するには、アスベスト調査台帳情報が必要との意見が聴かれた。

なお、上記(1)のとおり、過去の災害において石綿使用建築物等の迅速な把握にアスベスト調査台帳が有効であった例がみられたことを受け、調査対象 15 県市の環境部局におけるアスベスト調査台帳情報の把握状況を調査したところ、以下のような実態がみられた。

（環境部局におけるアスベスト調査台帳情報の把握状況）

東北管内の調査対象 15 県市の環境部局におけるアスベスト調査台帳情報の把握状況を調査したところ、3 県市では建築部局からアスベスト調査台帳の提供を受け台帳情報を把握している。一方、12 県市ではアスベスト調査台帳情報を把握しておらず、その理由として、表 2 のとおり、災害時にアスベスト調査台帳情報を活用することを認識していなかった（4 県市）、他部局に依頼するのに労力が掛かることもあり、業務の優先度を上げて対応することができていなかった（4 県市）、災害時に提供を依頼すればよいとの認識であった（1 県市）等を挙げている。

表 2 アスベスト調査台帳情報を把握していない理由（環境部局）

理由	県市数
i) 災害時にアスベスト調査台帳情報を活用することを認識していなかった	4
ii) 他部局に依頼するのに労力が掛かることもあり、業務の優先度を上げて対応することができていなかった	4
iii) その他 ・ 災害時に提供を依頼すればよいとの認識であった ・ アスベスト調査台帳情報の提供を依頼したものの、建築部局が提供に慎重な様子であった 等	4

（注）当局の調査結果による。

また、建築部局にアスベスト調査台帳情報の提供を依頼した県市では、表 3 のとおり、同部局が個人情報の取扱いに係る懸念から情報提供に慎重であったことから、台帳情報の提供を受けられなかった事例がみられた。

表3 アスベスト調査台帳情報の提供を受けられなかった事例

環境部局から建築部局に対し、担当者レベルでアスベスト調査台帳情報の提供について打診したところ、同台帳の作成に当たり国交省が個人情報の取扱いには万全を期されたいとしており、提供には慎重になっている様子であったことから、台帳情報の提供を受けられなかった。 また、アスベスト対策に関し、建築部局の業務は国交省、環境部局の業務は環境省が所管しており、業務を行う上で参照するマニュアルも異なることから、建築部局は環境省マニュアルの内容を把握しておらず、両部局ともに対応しづらい状況となっている。
--

(注) 当局の調査結果による。

上記のとおり、県市におけるアスベスト調査台帳情報の把握が進んでいない状況がみられたものの、表4のとおり、県市の環境部局からは、アスベスト調査台帳情報に関して業務多忙となる災害時よりも平常時から情報共有した方が良い、地方公共団体内に所在する石綿使用建築物等の全体像を把握した上でアスベスト露出状況調査の実施体制を検討する必要があるため平常時から情報共有が必要といった、平常時の情報共有に積極的な意見が聴かれた。

表4 アスベスト調査台帳情報の共有に関する主な意見（環境部局）

意見の概要
災害時に初めてアスベスト調査台帳情報が共有されても、情報の整理に時間を要するため、平常時からの情報共有が望ましい。
災害時は優先業務が多発するため、平常時からアスベスト調査台帳情報を共有してもらい、石綿使用建築物等の所在を把握等する必要がある。
アスベスト露出状況調査の実施体制を検討するに当たり、地方公共団体内に所在する石綿使用建築物等の全体像を把握する必要があるため、平常時からアスベスト調査台帳情報の共有が必要
アスベスト調査台帳情報は、アスベスト露出状況調査やアスベストが露出した際の応急措置での活用が想定される。アスベストの露出が確認された建築物等については、所有者に応急措置の実施を依頼することになるため、所有者の個人情報も必要となる。
人員不足の中で市環境部局が現地調査を行い、石綿使用建築物等を把握するのは困難であることから、アスベスト調査台帳情報のような既存情報の活用が効率的と感じる。
アスベスト対策に関し、建築部局の業務は国交省、環境部局の業務は環境省が所管しており、業務を行う上で参照するマニュアルも異なることから建築部局は環境省マニュアルの内容を把握していないため、環境省と国交省が連名で通知を発出するなどして、平常時からの情報共有に向けた仕組み作りを進めてほしい。

災害時におけるアスベスト調査台帳情報の活用事例や、平常時から台帳情報が共有されていなかったために生じたデメリットなどの情報があると、共有への意識が高まるのではないかと。

(注) 当局の調査結果による。

一方、県市の環境部局からは、平常時は業務の優先度を上げて対応することができていなかったとする意見も聴かれており、これに関して有識者からは、最低限、災害時にアスベスト調査台帳情報を共有できるよう関係部局間で手順等を確認しておく必要があるとする意見が聴かれた。

(3) 県市の建築部局におけるアスベスト調査台帳情報の共有に関する認識等

上記(1)のとおり、国交省マニュアルでは、アスベスト調査台帳について、災害時のスムーズな活用に向けて事前に取り決めておくことが極めて重要とされている。

調査対象 15 県市の建築部局に対し、アスベスト調査台帳情報の共有状況について調査したところ、同台帳は 15 県市全てで整備されているものの、環境部局に対してアスベスト調査台帳情報を提供しているのは 3 県市となっている。

また、アスベスト調査台帳情報を提供していない 12 県市では、環境部局からの働き掛けがないことなどにより、台帳情報の共有の必要性を認識しておらず、災害時の活用に向けた環境部局との取決めなども行えていなかった。

一方、上記 12 県市からは、アスベスト調査台帳情報の共有について、表 5 のとおり、業務多忙となる災害時よりは平常時から共有しておくのが望ましいとの意見や今後共有を検討する上で、環境部局での利用目的や災害時の実際の活用方法が曖昧な場合、共有する情報や方法等が具体的に検討できず、実効性が確保されるか懸念しているとの意見が聴かれたほか、国交省と環境省から連名で情報共有に係る方針を示してもらえれば共有に向けた調整を進めやすいとして、国からの支援を望む意見も聴かれた。

表 5 アスベスト調査台帳情報の共有に関する認識、意見（建築部局）

認識、意見の概要
これまでに環境部局から提供依頼を受けたことがないため、アスベスト調査台帳情報を提供していないが、依頼があれば、課内で検討の上対応することは可能である。
建築部局としては、災害時には災害に応じた業務（地震災害にあつては被災建築物の応急危険度判定 ⁷ 等）が発生し、平常時に比べて多忙となるため、その段階で環境部局からアスベスト調査台帳情報の提供依頼を受けたとしても対応している余裕がないと思われる。このため、事前に環境部局と共有方法を取り決めた上で、平常時から台帳情報を共有しておくのが望ましい。

⁷ 応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的として実施される。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するものとなっている。

石綿使用建築物等に係る建築部局の業務としては、平常時における情報収集がメインであり、災害時のアスベスト対策としてアスベスト調査台帳情報を活用することまでは考えていなかった。 災害時は応急危険度判定等の業務で多忙となるため、アスベスト調査台帳情報の提供を急に求められても対応できるか分からない。事前に台帳情報の共有方法等を取り決めておけば、災害時の迅速な行動につながると思われる。
アスベスト調査台帳情報の共有を検討する上で、環境部局での利用目的や災害時の実際の活用方法が曖昧な場合、共有する内容や方法等が具体的に検討できず、実効性が確保されるか懸念している。
これまで、災害時に環境部局でアスベスト調査台帳情報が必要になるとの認識がなかった。市全体の災害対策の中でも、石綿使用建築物等の把握等の災害に備えて平常時から実施すべきアスベスト対策の取扱いが明確になっていないと思われる。
国交省マニュアルを参照することはあるものの、詳細に確認する余裕がなく、今回の調査を受け、災害時のアスベスト調査台帳情報の活用の必要性を初めて認識した。
これまでに環境部局からアスベスト調査台帳情報の提供依頼を受けたことがなく、環境部局が災害時の取組を行う上で台帳情報が必要になるとの認識もなかったため、共有の検討をしたことがなかった。 現状、建築部局は国交省から、環境部局は環境省からマニュアルが示されており、両部局間では連携ができていない。例えば、国交省と環境省が連名でアスベスト調査台帳情報の共有に係る方針を示すなどして、両部局で共通の方針を参照できれば、台帳情報の共有に向けた調整を進めやすくなるのではないかと。 (注) 当局の調査結果による。

ただし、これらの12 県市の建築部局からは、表6 のとおり、アスベスト調査台帳には個人情報に掲載されているため、取扱いに懸念があるとの意見が多く聴かれた。

くわえて、アスベスト調査台帳の基礎データとなる民間建築物アスベスト使用実態調査結果について、建築物の所有者から関係部局に共有する了解を得ていないことや建築物の所有者に対して調査目的として災害対応への活用を明示していないことから、環境部局への情報共有に懸念があるとの意見が聴かれた。

こうした懸念を背景に、平常時からアスベスト調査台帳情報を関係部局に共有可能であることを国から通知してほしいとする意見も聴かれた。

表6 個人情報の取扱いに懸念があるとする意見（建築部局）

意見の概要
アスベスト調査台帳に所有者の氏名が含まれる点は懸念であるが、法令等の根拠があれば環境部局への情報共有は可能と考えている。
アスベスト調査台帳には個人情報が含まれていることから、環境省マニュアルや国交省マニュアルを踏まえ、台帳情報の環境部局への共有可否を検討する必要がある。

る。 ただし、アスベスト調査台帳情報の災害時の活用に関して取決めを行う場合は、関係部局との調整が必要になるため、国からの通知等のきっかけがないと、業務の優先度を上げた対応が行いにくい面もある。
アスベスト調査台帳には個人情報が含まれるため、台帳情報を関係部局に共有する場合は、庁内で目的外利用の手続を行う必要がある（関係部局から利用目的を申請してもらい、建築部局でその内容に問題ないと判断できれば情報共有が可能）。
アスベスト調査台帳情報の環境部局への共有について検討を行っていないため、現段階で台帳に記載されている個人情報の取扱いに関する具体的な課題は思い当たらない。今後、台帳情報の共有について検討するに当たり、東北の他の地方公共団体における個人情報の取扱い状況等の情報があれば参考になる。
アスベスト調査台帳には個人情報が含まれているため、個人情報を全て環境部局に共有してよいか懸念がある。 アスベスト調査台帳情報を環境部局に共有するに当たっては、環境省マニュアルや国交省マニュアルで台帳の共有の必要性が示されていることを踏まえ、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、業務の遂行に必要な限度であり相当の理由がある場合に該当するかを検討する必要がある。
アスベスト調査台帳には個人情報が含まれることに加え、同台帳の整備に当たり基礎データとしている民間建築物アスベスト使用実態調査は、所有者に対するアンケートにより実施しているが、回答者である当該所有者に対して事前に同調査で把握した情報を関係部局に共有する了解を得たものではないことから、平常時から常に台帳情報をリスト化して関係部局に共有することが可能なのか疑問である。
アスベスト調査台帳は、民間建築物アスベスト使用実態調査を基に整備しているが、回答者である民間建築物の所有者に対し、その目的について同台帳の整備及びアスベスト対策と記載しているのみで、災害対応など活用について詳細な記述がないため、どこまで情報提供してよいか判断に迷う。このため、国から、アスベスト調査台帳を関係部局に情報共有してもよいと明確に方針が示されると、台帳情報の共有を進めやすい。
アスベスト調査台帳には個人情報が含まれるため、流出等が無いように注意が必要であると考えている。また、この個人情報の共有に関しては、環境省マニュアルや国交省マニュアルの情報を踏まえて可否を部局内で検討する必要がある。 アスベスト調査台帳情報の環境部局への共有を検討する上では、東北 6 県内の情報（共有に当たる個人情報の取扱い等）は参考になる。
災害時のアスベスト対策に向けて、平常時から環境部局に対してアスベスト調査台帳情報の共有が可能であることを国から通知してもらえると共有しやすい。 アスベスト調査台帳情報の具体的な活用事例や他の地方公共団体での共有事例などの情報があると共有に向けた検討を行いやすい。

（注）当局の調査結果による。

一方、アスベスト調査台帳情報を環境部局に提供している3県市の建築部局では、その理由として、災害時に石綿飛散防止対策を円滑に実施するため、平常時から石綿含有吹付け材等の飛散防止対策を行うため等を挙げており、中には、表7のとおり、環境部局に提供する際に個人情報の取扱い等の留意点を示し、限定的に活用することとしている事例がみられた。

なお、表7の県市からは、国が通知やマニュアルによりアスベスト調査台帳情報を関係部局に共有する際の個人情報の取扱いや共有可能な範囲を明示すれば、他の県市でも対応しやすくなるとの意見が聴かれた。

表7 個人情報の取扱いに留意した上でアスベスト調査台帳情報の共有を行っている事例

国交省マニュアルに「災害時にアスベスト台帳（調査結果）をスムーズに活用できるように事前に取り決めておくことは極めて重要である。」との記載があるため、アスベスト調査台帳が整備された直後（平成30年頃）から環境部局に対し、業務上必要な情報として台帳情報を提供している。

また、アスベスト調査台帳には個人情報が含まれていることから、台帳情報を提供する際に、i) 環境部局限りの共有とすること、ii) 個人情報が流出等しないよう取扱いに留意することをメールで環境部局に伝えている。さらに、建築部局と環境部局との口頭での取決めにより、災害時には大防法に基づく届出の受理等の実務を担う保健所までは台帳情報の共有を可能としている。

（注）当局の調査結果による。

3 応急対応に向けた実施体制の整備状況

(1) 制度等

災害発生時には、石綿使用建築物等が倒壊・損壊することによりアスベストが外部に露出し飛散するおそれがあることから、災害発生後の応急対応としてアスベスト露出状況調査を実施し、アスベストの露出が確認された場合、飛散・ばく露防止に係る応急措置を実施する必要がある。

環境省マニュアルでは、災害発生時に応急対応を速やかに実施するため、地方公共団体の大防法所管部署、防災担当部署、建築基準法所管部署、応急危険度判定担当部署等の関連部署が調整の上、平常時から、石綿露出状況等の把握方法を整理し、情報の受入れ・伝達体制を構築しておく必要があるとされており、表8のとおり、検討事項の例として、対応部署や特定方法、確認調査の方法等が示されている。

表8 応急対応に向けた実施体制の整備に係る検討事項の例

検討項目	検討事項
① 石綿含有吹付け材等が使用されている可能性のある被災建築物の特定	・ 対応部署 ・ 特定方法 ・ 確認調査の優先順位

	・関係部署 ・機関との連絡体制の構築
② 住民等からの情報の受付	・窓口の設置部署
③ 確認調査及び伝達方法	・対応部署 ・確認調査の方法 ・確認調査結果の伝達（必要に応じて指導・助言）方法 ・確認調査にあたる職員の保護具の確保等 ・石綿含有建材に関する知識を有する技術者の確保 ・建築物等の所有者等の不在・不明時の対応方法

（注）環境省マニュアルに基づき当局が作成

また、環境省マニュアルでは、アスベスト露出状況調査に関し、石綿含有建材に関する知識を有する技術者等⁸の協力を得て、地方公共団体が実施することが望ましく、同調査の実施に当たっては技術者等が所属する企業・団体等との協力体制をあらかじめ構築しておくことが望まれるとされている。

なお、協定を締結している地方公共団体の協定内容をみると、表9のとおり、地方公共団体が実施するアスベスト露出状況調査への支援のほか、実際の石綿含有建材の露出・破損状況等の調査、平常時からの研修・訓練等を主な協力事項としており、東京都では令和7年台風第22号及び第23号の際に、技術者等が所属する団体と締結した「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書」に基づきアスベスト露出状況調査を実施している。

表9 石綿含有建材に関する知識を有する団体等との協定内容の例

i) 災害時に実施するアスベスト露出状況調査への支援 ii) 被災建築物等における石綿含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査 iii) 被災建築物等からのアスベスト飛散防止に必要な助言 iv) 平常時からの定期的な情報交換体制の整備、研修・訓練等の実施等

（注）「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書」（東京都ホームページ）に基づき当局が作成

(2) アスベスト露出状況調査に係る実施体制

上記(1)のとおり、環境省マニュアルで示されているアスベスト露出状況調査に係る

⁸ 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）により登録された機関が行う講習を修了した「特定建築物石綿含有建材調査者」、「一般建築物石綿含有建材調査者」、「一戸建て等建築物石綿含有建材調査者（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。）」又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められた者（令和5年10月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者）

実施体制の検討を進める上では、まずは地方公共団体における同調査の対応部局を明確にする必要があり、対応部局を中心に、同調査の具体的な手順や関係部局等との連携等の検討を進めることになる。

調査対象 15 県市におけるアスベスト露出状況調査に係る実施体制を調査したところ、以下のような実態がみられた。

ア アスベスト露出状況調査に係る実施体制の検討状況

調査対象 15 県市の環境部局に対してアスベスト露出状況調査に係る対応部局及び実施手順について調査したところ、図 3 のとおり、15 県市のうち 10 県市は対応部局が決まっておらず、対応部局が決まっている 5 県市のうち、実施手順まで決まっているのは 1 県市のみであった。

図 3 県市におけるアスベスト露出状況調査に係る対応部局及び実施手順



(注) 当局の調査結果による。

(対応部局の検討状況)

対応部局が決まっている 5 県市のうち、4 県市は環境部局が対応するとしており、1 県市は平成 17 年に定めた役割分担（民間建築物アスベスト使用実態調査は建築部局が担当）を踏まえ、アスベスト露出状況調査についても建築部局が対応するとしている。

一方、対応部局が決まっていない 10 県市は、表 10 のとおり、その理由として、環境省マニュアルを十分に理解しておらず、必要性を認識していなかったことや、現場での経験やノウハウがないこと、アスベスト露出状況調査を行う上での安全対策や注意事項などを職員に対して教育できていないことなどを挙げている。

表 10 アスベスト露出状況調査に係る対応部局が決まっていない理由（環境部局）

区分	理由
i) アスベスト露出状況調査に係る体制整備について検討していない	○ 環境省マニュアルを十分に理解しておらず、アスベスト露出状況調査に係る体制整備の必要性を認識していなかった。今後、応急危険度判定の際に建築部局がアスベスト露出状況調査を実施できるかも含めて同部局との調整が必要になるが、体制面を踏まえ環境部局が主導することは難しい。 ○ アスベスト露出状況調査に係る体制整備の必要性を認識していなかったため、これまで対応部局の検討を行えていない。今後、検討を進める上で、まずは防災部局や建築部局との調整を行う必要がある。 ○ 災害時のアスベスト対策の検討に着手できておらず、アスベスト露出状況調査に係る体制整備について、これまで対応部局の検討を行えていない。今後、検討を進める上で、まずは防災部局や建築部局との調整を行う必要がある。 ○ 災害時におけるアスベスト露出状況調査の対応部局について検討を行う余裕がなく、これまで建築部局と協議を行ったことはない。
ii) アスベスト露出状況調査に係る体制整備について検討している	○ 災害時、環境部局の職員は災害廃棄物処理に係る業務に注力することになるため、並行してアスベスト露出状況調査を網羅的に実施することは難しい。 ○ アスベスト露出状況調査は、専門的知識と実務経験が必要な調査であること、また、担当者が少ないことから、当部局職員のみで実施することは難しい。 ○ 環境部局の職員は、被災建築物への立入りが可能であるかの安全性を判断するための建築に関する専門的な知識がないことから、アスベスト露出状況調査を行う上での安全対策や注意事項などを職員に対して教育できていない。 ○ 災害時におけるアスベスト露出状況調査を行うためには、解体時の事前調査と同様に有資格者でなければアスベストの露出状況を判断することは難しいと思われ、こうした判断を行える職員がいない。 ○ 建築部局には応急危険度判定のため、災害派遣要請がよくある一方で、環境部局には要請がほとんどなく、環境部局ではアスベスト露出状況調査に関する現場での経験やノウハウがない。 ○ アスベスト露出状況調査を実施するためには、環境部局の職員が有する環境モニタリング等に関する知識に加え、建築に関

	する知識が必要になるため、同部局職員のみでの実施は難しい。
--	-------------------------------

(注) 当局の調査結果による。

(実施手順の検討状況)

対応部局が決まっている 5 県市における実施手順の検討状況について調査したところ、4 県市では実施手順が決まっていなかった。これらの県市の中には、アスベスト調査台帳に掲載されているばく露対策が未実施の建築物並びに囲い込み及び封じ込めにより対策を実施した建築物の現地確認を行うなどの災害発生後の大まかなスケジュール感は想定しているものの、これまでアスベスト露出状況調査を実施した経験がないことから、具体的な手順までは検討できていないところもあり、アスベスト露出状況調査の実施経験がないことを理由に具体的な実施手順の検討に苦慮している状況がみられた。

一方、実施手順が決まっている 1 県市（山形県）は、表 11 のとおり、平成 29 年 9 月の環境省マニュアルの改訂を契機として 31 年 4 月に災害時のアスベスト対策に関する手引を策定している。当該手引では、平常時における準備や災害発生時の応急対応の流れが整理され、アスベスト露出状況調査の実施に当たっては、必要に応じて環境省に相談の上、関係団体への協力を要請することが明記されている。環境部局の担当者は、手引により、本庁と出先機関の役割や実施手順が明確になっていたことで、アスベスト露出状況調査の実効性を検討しやすくなったとしている。

なお、同県は、手引の策定以降、取組が進んでいなかった部分があるとしており、令和 8 年 3 月の同県環境計画の中間見直しに当たり、同計画に災害時のアスベスト対策に関する内容を盛り込んでいる。

表 11 山形県が策定した手引の概要

平成 29 年 9 月の環境省マニュアルの改訂に合わせ、31 年 4 月に災害発生時における石綿飛散防止に係る対応の手引を策定した。

手引では、平常時における準備や災害発生時の応急対応等について、本庁と出先機関の対応方法等が定められている。

【平常時における準備】

○平常時における石綿使用建築物等の把握

〔実施事項〕

- ・ 災害発生時に効率的なアスベスト露出状況調査等が行えるよう、建築物等における石綿使用状況を把握する。

〔内容〕

- ・ 水大気環境課は、県土整備部建築住宅課が整備するアスベスト調査台帳等の建築物等における石綿使用状況に関する情報を定期的に収集する。
- ・ 総合支庁環境課は、大防法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出の内容を整理し、定期的に水大気環境課に報告する。

- ・ 水大気環境課は、収集した情報を県内の石綿使用建築物等の状況として整理する。

○災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

〔実施事項〕

- ・ 初動対応者、住民、ボランティア等に対する注意喚起の内容を整理する。
- ・ 関係機関、技術者団体等との協力体制を整理する。

〔内容〕

- ・ 水大気環境課は、県及び市町村等の初動対応者（救護活動、障害物撤去、応急危険度判定等の従事者）、住民、ボランティア等に対する注意喚起の内容（防じんマスクの着用、作業時の注意点等）を整理する。
- ・ 各総合支庁環境課は、災害発生時の建築物の解体及び補修に当たるアスベストの飛散防止について、円滑な指導体制を取れるよう、関係する労働基準監督署との平常時からの連携体制の構築に努める。
- ・ 災害発生時の環境モニタリングについては、水大気環境課が、必要に応じて協定を締結している一般社団法人山形県計量協会に協力を要請して実施する。
- ・ 災害発生時のアスベスト露出状況調査については、水大気環境課が、必要に応じて関係団体（一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会等）に協力を要請して実施する。

なお、水大気環境課は、関係団体との協定締結の必要性について検討する。

【災害発生時の応急対応】

○石綿露出状況等の把握

〔実施事項〕

- ・ 被災地域におけるアスベスト露出状況調査を実施する。

〔内容〕

- ・ 被災地域におけるアスベスト露出状況調査を以下の手順により実施する。

① 対象地域・調査対象建築物の決定

水大気環境課は、被害の状況及び平常時に収集・整理した石綿使用建築物等の状況を勘案し、関係する総合支庁環境課と協議の上、アスベスト露出状況調査を実施する地域、実施の優先順位及び調査対象建築物を決定する。

なお、決定に当たっては、表 3. 1 を参考にする。

② 関係団体への協力要請

水大気環境課は、必要に応じて環境省水・大気環境局環境管理課と相談の上、調査範囲、内容及びその期間を明らかにして、関係団体（一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会等）に、アスベスト露出状況調査への協力を要請する。

③ 調査実施

総合支庁環境課は、関係団体の協力を受け、建材の目視調査や簡易判定等によりアスベスト露出状況調査を実施する。

なお、調査実施に当たっては、適切に保護具を着用し、また、周囲の安全を確認しながら慎重に作業を行う。

また、調査結果は取りまとめの上、各部署と共有する。

④ 情報伝達

総合支庁環境課は、調査の結果、アスベストが飛散する可能性のある建築物等があったときは、見やすい箇所に注意喚起表示を貼り付ける。

建築物等の所有者等から連絡があったときは、飛散・ばく露防止の応急措置の実施を要請する。

建築物等の所有者等から連絡がないときは、市町村（環境保全担当課等）に協力を求める等により、直接の連絡等を試みる。

- ・ 調査を実施する総合支庁環境課に人員の不足等があるときは、水大気環境課が他の部署からの応援体制等について調整する。
- ・ 公道等の立入禁止措置が必要なときは、水大気環境課が関係部署と調整する。

表 3.1 アスベスト露出状況調査の優先順位

優先度	高	中	低
地域・場所	人が集まる場所 防火地域・準防火地域		比較的人が少ない場所
被災状況	倒壊等の多い地域		倒壊等の少ない地域
施設の種類	・避難場所、仮設住宅 近傍の施設 ・保育所、学校等	・公共施設、駅 ・商業施設 ・歩行者の多い歩道等に面した施設	
石綿含有建材使用の可能性	・第2の1の情報で石綿ありの施設 ・囲い込み等の履歴がある施設 ・住民から情報提供があった施設	・第2の1の情報で不明の施設	・建築等の時期から石綿含有建材の使用が想定されない施設 ・第2の1の情報で石綿なしの施設※
石綿含有建材の種類	・吹付け石綿（レベル1建材）	・石綿含有断熱材等（レベル2建材）	

※ 調査の時期（平成18年以前）等によっては、石綿含有建材（0.1重量%超）が使用されている場合がある。

- （注）1 「大気汚染防止法所管部署による災害時における石綿飛散防止に係る対応の手引」（平成31年4月、山形県）に基づき当局が作成
- 2 表3.1は、「大気汚染防止法所管部署による災害時における石綿飛散防止に係る対応の手引」から抜粋

上記のとおり、県市によってアスベスト露出状況調査に係る実施体制の検討状況に違いがみられた一方で、調査対象15県市全てから、環境省マニュアルで示されているようなアスベスト露出状況調査を実施した経験がないことを理由に、過去の災害に

おける対応事例など国からの情報提供を望む意見が聴かれ、具体的には、表 12 のとおり、アスベスト露出状況調査を実施する際の具体的な手順や関係部局との連携方法、災害発生後のスケジュール感、過去の災害における国や地方公共団体の対応などの情報提供を望む意見が聴かれた。

表 12 アスベスト露出状況調査に係る実施体制の検討に関する支援ニーズ

支援ニーズの概要
アスベスト露出状況調査を実施する際の具体的な手順や関係部局との連携方法、災害発生後のスケジュール感などの情報があると、具体的に検討しやすくなり備えを進められる。
災害時に地方公共団体が実施したアスベスト露出状況調査の事例が分かると検討を進めやすくなるため、能登半島地震における国や地方公共団体の対応について、反省点も含めて共有してほしい。

(注) 当局の調査結果による。

なお、東北地方における最近の災害では、表 13 のとおり、令和 7 年 2 月に発生した岩手県大船渡市大規模林野火災において、岩手県が東北地方環境事務所の支援を受けて廃棄物や有害物質の排出状況等を確認する過程でアスベスト含有が疑われる吹付け材が露出している建築物を把握した例がみられた。

表 13 岩手県大船渡市大規模林野火災におけるアスベスト使用が疑われる建築物への対応の流れ

対応の流れ	
令和 7 年 2 月 26 日	・ 火災発生
3 月 9 日	・ 鎮圧宣言
3 月 10 日 (現地確認)	・ 東北地方環境事務所から職員の派遣を受け、合同で廃棄物や工場からの有害物質の排出等の現地確認の際に石綿露出状況を確認 ・ 現地確認は、岩手県の出先機関である広域振興局及び東北地方環境事務所の災害廃棄物担当職員が実施
3 月中旬 (現地確認後)	・ アスベスト含有が疑われる吹付け材が露出している建築物が 1 棟見付かったため、広域振興局から本庁の環境部局に連絡 ・ 連絡を受けた環境部局は、応急措置について適宜助言を行うとともに、県による環境測定の実施を調整 ・ 当該建築物は所有者不明の建築物であったことから、大船渡市と連携して応急措置^(注1)を行い、迅速に飛散・ばく露防止措置を実施

	・大船渡市が民間業者に分析調査を委託 (注1) 3階建ての建築物で養生を行うには足場を組む必要があったため、職員による養生の措置は困難と判断し、建築物敷地への立入禁止措置を実施
4月	・分析の結果、建築物にはレベル3の石綿含有建材が使用されていたが、吹付け材にはアスベストの含有は無いことが判明 ・県による環境測定の結果、飛散・漏えいの目安である総繊維数濃度^(注2)(1f/L)を超えていないことを確認 (注2) アスベスト以外の繊維状物質を含む総繊維の濃度

(注) 当局の調査結果による。

岩手県によると、上記災害は火災によるものであったことから、建築物が焼損した状態であった点について、環境省マニュアルの想定(倒壊・損壊した状態)とは異なっていたとしている。また、災害廃棄物としてみなされない倒壊・損壊した建築物等を解体する際は、大防法に基づき事前調査を行った上で注意解体⁹を実施することになり、注意解体となる建築物等が多数発生した場合には、手作業による分別も必要になることから、処理に相当の時間を要することが想定されるといった意見も聴かれた。

イ 石綿含有建材に関する知識を有する団体等との協力体制の構築

上記アのとおり、アスベスト露出状況調査を職員のみで実施することが困難とする県市においては、石綿含有建材に関する知識を有する団体等との協定を締結することが実施体制の整備に向けて特に有効と考えられるが、調査対象15県市に対し、協定の締結状況を調査したところ、協定を締結している県市はみられなかった。このうち2県市では協定締結に向けた検討を行っているものの、検討を進める中で表14のとおり、費用負担や協定締結の主体の検討などに苦慮していた。

表 14 石綿含有建材に関する知識を有する団体等との協定締結の検討に当たり苦慮している事項

- 協定締結先が行う具体的な支援内容が環境省マニュアルに示されていないこと。また、支援に係る費用が災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となり得るのかによって、費用負担を踏まえ、県と市のどちらが協定を締結すべきか検討が必要となること。
- 協定締結先が実施したアスベスト露出状況調査に係る費用の予算化が必要であること。
- 協定締結先となり得る団体は1者ではないと思料されることから、1者と協定を締結する理由の整理が難しいこと。
- 協定内容や費用面などを情報収集し、協定を締結している地方公共団体にも問い合わせたが、アスベスト露出状況調査に関する対応として環境部局が単独で締

⁹ 被災により建築物等に立ち入ることが困難なため、石綿含有建材をあらかじめ除去せずに散水等を行いながら解体する方法

結すべきか、全庁的な災害対応として防災部局等と調整すべきか検討が必要であること。

- 災害時の対応に関する内容になるため、災害対応に関して他部局が策定している各種計画やマニュアルとの整合性を図る必要があること。

(注) 当局の調査結果による。

一方、これまで石綿含有建材に関する知識を有する団体等との協定締結の検討を行っていない13県市では、その理由として、協定締結の必要性を認識していなかったことや、業務の優先度を上げて対応できていなかったこと、アスベスト露出状況調査の対応部局が決まっていないことを挙げている。

しかし、これらの県市においても、これまでアスベスト露出状況調査を実施した経験やノウハウがないことや、同調査に向けた職員への研修の実施などが困難なことから、今後は石綿含有建材に関する知識を有する団体等との協定締結が必要だと感じるとしている。

このため、調査対象15県市に対し、今後、石綿含有建材に関する知識を有する団体等との協定締結の検討に当たり、必要な情報等を聴取したところ、表15のとおり、協定締結先がアスベスト露出状況調査を実施した場合の費用負担や他の地方公共団体における協定締結の事例等の情報が参考になるといった意見が聴かれたほか、被災した地方公共団体における業務負担の軽減や、協定締結に係る地方公共団体及び協定締結先の事務負担軽減の観点から、国が一括して協定を締結してほしいといった意見も聴かれた。

表15 石綿含有建材に関する知識を有する団体等との協定締結の検討に関する意見

区分	意見の概要
i) 費用負担	協定締結に当たっては費用負担の検討も必要になるため、協定締結を行っている地方公共団体の費用負担や、国からの補助に関する情報があると、協定締結の検討を進めやすい。
ii) 協定締結の内容、手順等	協定を締結している地方公共団体の事例があると、具体的に災害時の支援内容などがイメージしやすく検討を進めやすい。
	政令市だけでなく都道府県で、どのような手順で協定締結が行われたか、協定締結の事例などがあると検討を進めやすい。
	国から他の地方公共団体における協定締結事例（環境部局が単独で進めたのか、建築部局から助言を受けて進めたのか等）の提供があると参考になる。
	協定を締結しておくことで災害時に役立った事例などが共有されると、必要性を検討しやすい。
	環境省マニュアルでは、協定を締結していない場合、必要に応じ環境省と相談し協力要請を行う旨の記載があるが、具体的にどのよ

	うな場合に支援を受けられるのかが分からない。 このため、環境省による支援条件や費用負担の有無、これまでの支援例などを示してもらえると参考になる。
iii) 国による 協定締結	被災した地方公共団体の業務負担を減らすため、国が一括で協定を締結し、災害時に地方公共団体が必要な支援を受けられる仕組みがあると有り難い。
	地方公共団体が個別に協定を締結すると、各地方公共団体において事務手続の手間が生じるとともに、協定締結先は締結の度に負担が生じるため、国が一括して協定を締結してほしい。
	協定締結は全国的に必要なことだと思うので、地方公共団体が個別に締結するよりも、国が一括で締結するなどして、災害時に支援を受けられる仕組みがあると有り難い。
	各地方公共団体が個別に関係団体と協定を締結するより、国が一括で協定を締結し、災害時に地方公共団体が必要な支援を受けられる仕組みがあると有り難い。
	国が一括で協定を締結し、災害時に地方公共団体が必要な支援を受けられる体制があると助かる。

(注) 当局の調査結果による。

4 災害時におけるアスベスト対策に関する地方公共団体への支援状況

(1) 制度等

環境省は、環境省マニュアルにおいて、地方公共団体に対し、①石綿使用建築物等の把握、②応急対応に向けた体制整備などの平常時の備えを示している。

これに関し、総務省が平成 28 年 5 月に公表した「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」では、平常時からの石綿使用建築物等の所在情報の収集等、災害時に備えた準備を行っている県市は一部（6／39 県市）であったことから、環境省に災害時におけるアスベスト対策に関して、平常時も含めた事前準備の必要性及び具体的な内容について、県市に対し、改めて周知徹底し、当該対策の強化を図るよう促すことと勧告している。

環境省は同勧告を受け、環境省マニュアルを改訂し、平常時から建築物等における石綿使用状況の情報について、所管部署と連携して情報共有することの必要性や応急対応に向けた実施体制の整備に係る検討事項の例（上記表 8）等を示している。

(2) 国による地方公共団体への支援状況

東北地方環境事務所における地方公共団体への支援状況を調査したところ、以下のような取組を実施していた。

ア 東北地方環境事務所の取組

東北地方環境事務所では、災害発生後の応急対応として地方公共団体が実施するア

スベスト露出状況調査等について、これまで支援ニーズを把握していないとして、地方公共団体への支援を実施していない。

一方、災害発生後に地方公共団体が実施する災害廃棄物処理に関しては、「災害廃棄物対策東北ブロック協議会」（構成員：東北地方環境事務所、県、県庁所在市、中核市、民間事業者等）が実施している災害廃棄物処理のための人材育成研修（平成30年度から各県において年1、2回の頻度で実施）や災害廃棄物の仮置場実地訓練（令和6年度から年1回の頻度で実施）を通じて地方公共団体への支援を実施しており、災害廃棄物処理に係る留意点の一つとしてアスベスト対策も周知している。

なお、同事務所は、地方公共団体の災害廃棄物処理を支援するため、災害発生時には、職員を被災地に派遣しており、上記項目3(2)アのとおり、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市大規模林野火災では、同事務所の職員が県市の職員と合同で現地確認を行い、災害廃棄物処理に関する支援を実施する中で、i) 防じんマスクの着用などアスベスト対策に係る注意喚起、ii) 全焼した建築物等の解体等に際し、事前調査に要する費用が災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となる旨の助言などを行っている。

また、本調査を進める中で把握した環境省本省及び関東地方環境事務所（以下「関東事務所」という。）における地方公共団体が実施する応急対応への支援について情報収集したところ、以下のような取組を実施していた。

イ 環境省本省の取組

環境省本省は、令和5年4月の環境省マニュアルの改訂に伴い、環境部局に対して通知を発出し、環境省マニュアルの周知を行っているほか、「地方公共団体職員向け石綿飛散防止対策技術講習会¹⁰」を毎年度開催しており、令和6年度には災害時のアスベスト対策に関するテーマも取り上げている。

また、環境省マニュアルの本編を分かりやすくまとめた概要版や、災害時に実施すべきことを簡潔にまとめた対応管理シート（チェックリスト）などを地方公共団体に提示している。

ウ 関東事務所の取組

関東事務所では、平成28年4月に発生した熊本地震を契機として、災害時におけるアスベスト対策に係る地方公共団体への支援を行うため、以下のとおり、①地方公共団体が実施する被災建築物のアスベスト露出状況調査等への専門家派遣等の支援のための関係機関との合意書の締結、②管内の地方公共団体における相互支援体制整備のための「災害時アスベスト対策支援のための関東ブロック協議会」（以下「関東ブロック協議会」という。）の設置の取組を行っている。

¹⁰ 講習では基本的に建築物等の解体時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策に関するテーマを中心に取り上げている。

① 災害時のアスベスト対策支援に関する合意書

平成 30 年 7 月、災害時におけるアスベスト対策に係る地方公共団体への支援を目的として、関東事務所は、国立研究開発法人国立環境研究所、埼玉県及び一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「専門機関」という。）との間で「災害時のアスベスト対策支援に関する合意書」を締結し、管内の被災した地方公共団体が実施するアスベスト露出状況調査等に対し、専門家を派遣するなどの支援体制を構築している。

関東事務所は、合意書において、被災した地方公共団体や専門機関との総合調整等の役割を担っており、関東ブロック協議会において、管内の地方公共団体に対し、合意書に基づく支援内容について周知している。

なお、関東事務所は、これまでに合意書に基づく災害時の支援の実績はないとしている。

② 関東ブロック協議会

関東事務所は、令和元年 7 月、上記合意書の枠組みに加え、管内の地方公共団体における相互支援の枠組みを整えることにより、更なるアスベスト対策の強化を図る観点から、関東ブロック協議会（構成員：関東事務所、10 都県、8 政令市、専門機関等）を設置し、災害時のアスベスト対策に関する情報の共有、災害発生時における相互支援の取組の指針となるアスベスト対策行動計画の検討及び策定、同行動計画に基づく連携・協力体制の構築を図る取組を実施している。

関東ブロック協議会は、近年、年 1 回程度開催され、災害時のアスベスト対策について、地方公共団体の取組事例や国等の動向、専門機関等からの専門的・技術的知見などの情報の提供が行われている。

また、令和 3 年 3 月、アスベスト対策行動計画を策定するとともに、同協議会の構成員である地方公共団体が災害時のアスベスト対策に関するマニュアルを策定する際の参考とすることを目的として、モデル自治体として選定した地方公共団体の協力を得て、マニュアルに盛り込むべき平常時及び災害時の対応の内容及び手順を整理した「災害時アスベスト対策アクションプラン〈都県及び政令指定都市等のモデル〉」を取りまとめ、構成員である地方公共団体に提供している。その結果、現在、構成員である地方公共団体の約 8 割（18 地方公共団体中 14 地方公共団体）がマニュアル等を策定している。

なお、令和 6 年度には、地方公共団体における災害時アスベスト対策の支援に資するため、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において現地で対応した構成員の専門機関から、同災害におけるアスベスト対策の対応状況や課題等について情報の提供が行われている。

(3) 地方公共団体の実情

調査対象 15 県市の環境部局では、アスベストに関係する業務（以下「アスベスト関係業務」という。）として、大防法に基づく届出の審査や受理、立入検査等を実施しているほか、法改正に伴う事業者説明会や事業者等からの問合せ対応の業務も担っている。

また、アスベスト関係業務以外には、調査対象 15 県市全てで騒音・振動規制、水質汚濁防止、土壤汚染対策等の公害対策に関係する業務を兼務しているほか、市の中には、鳥獣対策や市有施設の管理・修繕に関する業務を担当しているところもみられた。

環境部局の業務について、県では本庁及び出先機関が担当しており、担当者数は、多いところで 10 人、少ないところで 5 人であり、担当業務に占めるアスベスト関係業務の割合は 1 割から 4 割程度となっている。一方、市の担当者数は、多いところで 9 人（1 市）いるが、その他の市では 1、2 人のところが 5 市あり、担当業務に占めるアスベスト関係業務の割合は、県と同じく 1 割から 4 割程度となっている。

そのような状況の中で、調査対象県市からは、体制がぜい弱で自ら情報収集することが難しいことなどから、表 16 のとおり、災害時におけるアスベスト対策の検討に当たり、過去の災害における対応事例を示されると、災害時の具体的なスケジュール感や対応（他部局との調整）を検討しやすい、東北 6 県内の地方公共団体における取組状況等の情報があると今後の検討を進めやすいといった国からの情報提供を望む意見が聴かれたほか、東北管内のアスベスト関係業務担当職員間で意見交換できる場があると取組が進むとの意見が多く聴かれた。

表 16 災害時におけるアスベスト対策の検討に関する支援ニーズ

区分	支援ニーズの概要
i) 国からの 情報提供	災害時におけるアスベスト対策について、複数の部局が行うべきものであるが、連携が難しい。このため、能登半島地震など過去の災害における対応事例を示されると、災害時の具体的なスケジュール感や対応（他部局との調整）を検討しやすい。 また、関係部局の災害時におけるアスベスト対策に係る具体的な業務内容が分かれば他部局との調整がイメージしやすくなる。
	災害時のアスベスト対策として何を行えばよいのか分からないことから、災害時にアスベスト露出状況調査を実施した地方公共団体の対応事例や他の地方公共団体の取組、検討状況といった情報を提供してほしい。
	平常時から災害への備えを行う必要性は感じているが、どのように対策を進めればよいのか分からないため、他の地方公共団体の取組や検討状況等の情報を提供してほしい。また、東北地方では、都市部と異なり住宅が密集していないなどの地域的な特徴もあると思うので、地域性が似通った東北 6 県内の地方公共団体における取組状況

	の情報があると今後の検討を進めやすい。 災害への備えに係る情報収集を実施できていないため、先進的な取組を共有してほしい。 災害時のアスベスト対策について先進的な取組が共有される場がなく、能動的に情報収集できる業務的な余裕もないため、東北地方環境事務所が災害廃棄物対策に関して実施している研修等と併せてアスベスト露出状況調査に関する先進的な取組を共有してほしい。
	ii) 国による仕組み作り等 東北管内のアスベスト関係業務担当職員間で意見交換できる場があると、困っていることの相談や疑義照会、先進事例の共有といったことが可能であり、アスベスト露出状況調査に係る実施体制等の検討を進める上で参考になる。研修の実施を含めて、広域連携の仕組みを設けてほしい。 平常時におけるアスベスト露出状況調査に係る実施体制等の検討に当たって他の地方公共団体における取組を参考にしたいので、東北6県で協議できる場があると有り難い。 災害廃棄物対策については、東北地方環境事務所が災害廃棄物対策東北ブロック協議会を設置し、図上訓練などが実施され、備えが進んでいる印象があるが、アスベスト露出状況調査に係る取組についてはこうした支援がないため、備えを進めるための支援が必要と感じる。 災害廃棄物対策については、東北地方環境事務所が災害廃棄物対策東北ブロック協議会を設置し、研修等を行っているので、アスベスト露出状況調査に係る取組についてもこうした支援があると備えを進めやすい。 災害時、被災市町村は避難所運営や住民対応で業務がひっ迫するため、地方公共団体間の相互支援や国からの支援が必要と感じる。 また、現状、アスベスト関係業務については東北管内で横のつながりがないため、他の地方公共団体の情報を得られるような支援をしてほしい。

(注) 当局の調査結果による。

5 まとめ

(1) 東北管内における取組の促進

① アスベスト調査台帳情報の把握

上記項目2のとおり、調査対象15県市のうち、12県市の環境部局では、石綿使用建築物等の把握に有効なアスベスト調査台帳情報について、災害時に活用することへの認識が不足していることや、建築部局にアスベスト調査台帳情報の提供を依頼しても、同部局が個人情報の取扱いに慎重であること等から、台帳情報を把握できていなかった。

一方、12 県市の建築部局では、環境部局から働き掛けがないことなどにより、アスベスト調査台帳情報の共有の必要性を認識しておらず、災害時の活用に向けた環境部局との取決めなども行えていなかった。また、環境部局へのアスベスト調査台帳情報の共有に関し、台帳に掲載されている個人情報の取扱いに懸念があるとの意見が聴かれた。

なお、アスベスト調査台帳情報の共有に関し、県市からは、環境省と国交省が連名で方針を示せば、台帳情報の共有に向けた調整が進みやすくなるとの意見が聴かれた。

② アスベスト露出状況調査に係る実施体制の整備

上記項目 3 のとおり、調査対象 15 県市のうち、10 県市は現場での経験やノウハウがないこと等を主な理由としてアスベスト露出状況調査の対応部局が決まっていなかった。

また、対応部局が決まっている 5 県市のうち 4 県市では、実施手順が決まっておらず、アスベスト露出状況調査の実施経験がないことを理由に具体的な実施手順の検討に苦慮している状況がみられた。

その一方で、実施手順が決まっている 1 県市は、手引を策定し、本庁と出先機関の役割や手順が明確になったとしている。

上記のとおり、県市によって検討状況に違いがみられたが、アスベスト露出状況調査の実施経験がないことを理由に、15 県市全てから、アスベスト露出状況調査を実施する際の具体的な手順や関係部局との連携方法、災害発生後のスケジュール感、過去の災害における国や地方公共団体の対応など国からの情報提供を望む意見が聴かれた。

さらに、アスベスト露出状況調査を職員のみで実施することが困難とする県市においては、石綿含有建材に関する知識を有する団体等との協定を締結することが実施体制の整備に向けて特に有効と考えられるが、15 県市で協定を締結しているところはなかった。このうち 13 県市では、協定締結の必要性を認識していなかったことや、業務の優先度を上げて対応できていなかったこと、アスベスト露出状況調査の対応部局が決まっていないことを主な理由として協定締結の検討を行っていなかった。しかし、これらの県市においても、今後は協定締結が必要だと感じており、協定締結の検討に当たり、15 県市から、協定を締結している地方公共団体における協定の内容や締結までの手順、費用負担の情報等について、国からの情報提供を望む意見が聴かれた。

③ 地方公共団体への支援

東北地方環境事務所では、災害廃棄物処理に伴うアスベスト対策に関し、平常時には研修や訓練等を通じた留意点の周知、災害時には現場での注意喚起等、地方公共団体の廃棄物部局への支援を実施している。

一方で、上記①の平常時におけるアスベスト調査台帳情報による石綿使用建築物等の把握や、②の災害時のアスベスト露出状況調査に向けた体制整備等については、これまで支援ニーズを把握していないとして、地方公共団体の環境部局への支援を実施していない。

なお、調査対象県市の環境部局からは、体制がぜい弱で自ら情報収集することが難しいことなどから、アスベスト露出状況調査に係る実施体制等の検討に向けて参考となる情報の提供や東北管内の地方公共団体のアスベスト関係業務担当職員が意見交換できる仕組み作りなど国からの支援を望む意見が聴かれた。

【所見】

したがって、東北環境局は、地方公共団体（環境部局）における災害時のアスベスト対策を促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 地方公共団体が災害発生時に迅速な応急対応を行うことができるよう、地方公共団体に対し、環境省マニュアルや今回の調査結果も活用し、アスベスト調査台帳情報の共有など情報連携の必要性を周知すること。
- ② 地方公共団体の応急対応に向けた実施体制の整備が進むよう、地方公共団体に対し、環境省マニュアルや今回の調査結果も活用し、アスベスト露出状況調査に係る体制整備について、参考となる情報を提供すること。
- ③ 地方公共団体における取組を支援するため、上記①や②に関する情報提供のほか、災害時のアスベスト対策が推進されるよう、地方公共団体間での意見交換が行えるようにすること。

(2) 全国的な取組の促進（総務省（行政評価局）対応事項）

上記(1)のとおり、地方公共団体では、①アスベスト調査台帳情報の共有、②アスベスト露出状況調査に係る実施体制の整備が十分に進んでいない実態がみられ、それぞれ以下のような背景が考えられる。

- ① アスベスト調査台帳情報の共有
 - ・ 環境省マニュアルでは、災害時にアスベスト露出状況調査を実施するに当たり、アスベスト調査台帳情報を活用した具体的な例が示されていない。
 - ・ アスベスト調査台帳は、平成 17 年度から国交省が地方公共団体の建築部局を通じて実施した所有者へのアンケート等により把握した建築物の情報を基に整備されているが、同アンケートでは把握した情報を災害時のアスベスト対策のために関係部局と共有する可能性があることについて明示されていない。
- ② アスベスト露出状況調査に係る実施体制の整備
 - ・ アスベスト露出状況調査の実施には建築に関する知識も必要になるため、環境部局の職員のみで調査を実施することが困難

- ・ 環境省マニュアルでは、過去の災害におけるアスベスト露出状況調査の実施例が示されていない。

また、環境省本省では、地方公共団体におけるアスベスト対策への支援として、毎年、開催している研修で環境省マニュアルの周知等を行っているものの、調査対象県市において取組が十分に進んでいない状況を踏まえると、現状実施している周知だけでは限界があるものと考えられる。

一方で、当局が情報収集を行った関東事務所では、i) 災害時におけるアスベスト対策に係る地方公共団体への支援を目的として関係機関との合意書を締結し、また、ii) アスベスト対策に関する協議会を設置して地方公共団体への支援の枠組みを構築している。特に ii) の協議会については、災害発生時における相互支援の取組の指針となるアスベスト対策行動計画を策定するとともに、「災害時アスベスト対策アクションプラン」を取りまとめて提供しており、構成員である地方公共団体の約 8 割（18 地方公共団体中 14 地方公共団体）がマニュアル等を策定しているなど事前準備が進んでおり、地域でのきめ細かな支援が災害時のアスベスト対策の促進につながっているものと考えられる。このような仕組みについては、体制がぜい弱で自ら情報収集することが難しいことなどから、調査対象県市からも望む意見が聴かれた。

【改善意見】

したがって、環境省及び国交省は、地方公共団体が災害時に環境省マニュアルに沿って速やかにアスベストが露出した建築物等を把握し、露出が確認された建築物等に対して飛散・ばく露防止措置を講ずることができるよう、以下のような措置を講ずる必要がある。

- ① 地方公共団体が災害発生時に迅速な応急対応を行うためのアスベスト調査台帳情報の共有が進むよう、地方公共団体における個人情報の取扱いを把握した上で活用例を示すこと（環境省、国交省）。
- ② 地方公共団体の応急対応に向けた実施体制の整備が進むよう、アスベスト露出状況調査の手順、過去の災害における対応事例、協定締結の事例について整理の上、地方公共団体に提供すること（環境省）。
- ③ 地方公共団体が上記①及び②の対応を確実に行えるようにするため、地方環境局と連携するなどし、地方公共団体への支援を行うこと（環境省）。

【資料編】

資料 1 調査の全体像



アスベスト（石綿）とは

クリソタイル（白石綿）など特定の鉱物の総称のこと。安価で、耐熱性や耐摩耗性等の優れた性質を持つことから、建材製品等に広く使用されていた。しかし、吸引することにより深刻な健康被害の発症リスクが高まることが明らかとなり、平成18年9月以降、製造・輸入・使用等が禁止された。



災害が発生すると建築物等が倒壊・損壊

地震

台風



過去の災害におけるアスベスト被害

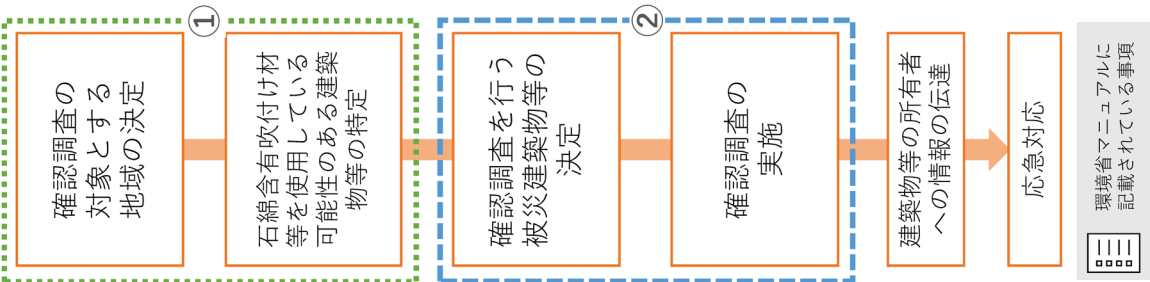
- 阪神・淡路大震災（平成7年）
 - ・ 建築物の解体工事等に携わった労働者がアスベスト吸引により中皮腫を発症するなどの健康被害
- 東日本大震災（平成23年）
 - ・ 各地でアスベストの露出が確認
- 熊本地震（平成28年）
 - ・ 28戸でアスベストの露出が確認
- 能登半島地震（令和6年）
 - ・ 12戸でアスベストの露出が確認
 - ・ 地震及び同年発生 of 豪雨被害により発がん性の高い「青石綿」が露出した状態で数か月放置

【写真の引用】①～③：「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（平成26年11月国土交通省）、④～⑤：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省水・大気環境局大気環境課、令和8年4月最終改訂）

石綿露出状況の
把握手順



地方公共団体は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省マニュアル）を基に、災害時のアスベスト対策に向けた取組（平常時の備え）を実施



① 平常時における石綿使用建築物等の
把握状況

調査結果 アスベスト調査台帳情報の把握状況
(環境部局)



- 平常時の備えのポイント
- ✓ 建築物等における石綿使用状況を把握
 - ✓ 把握にはアスベスト調査台帳などの活用が効果的

- 建築部局からアスベスト調査台帳の提供を受け、台帳情報を把握しているのは15県市中3県市

把握していない主な理由：環境部局で災害時の活用への認識が不足
建築部局が個人情報情報の取扱いに懸念

② 応急対応に向けた実施体制の整備状況

調査結果 アスベスト露出状況調査に係る
対応部局及び実施手順



- 平常時の備えのポイント
- ✓ 平常時から対応部局や確認調査の方法等の検討が必要
 - ✓ 石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得る

- 対応部局が決まっているのは15県市中5県市
- さらにこのうち1県市では実施手順まで決まっており、役割分担や手順を明確にした手引を策定

対応部局等が決まっていない主な理由：経験やノウハウがない

当省の主な意見

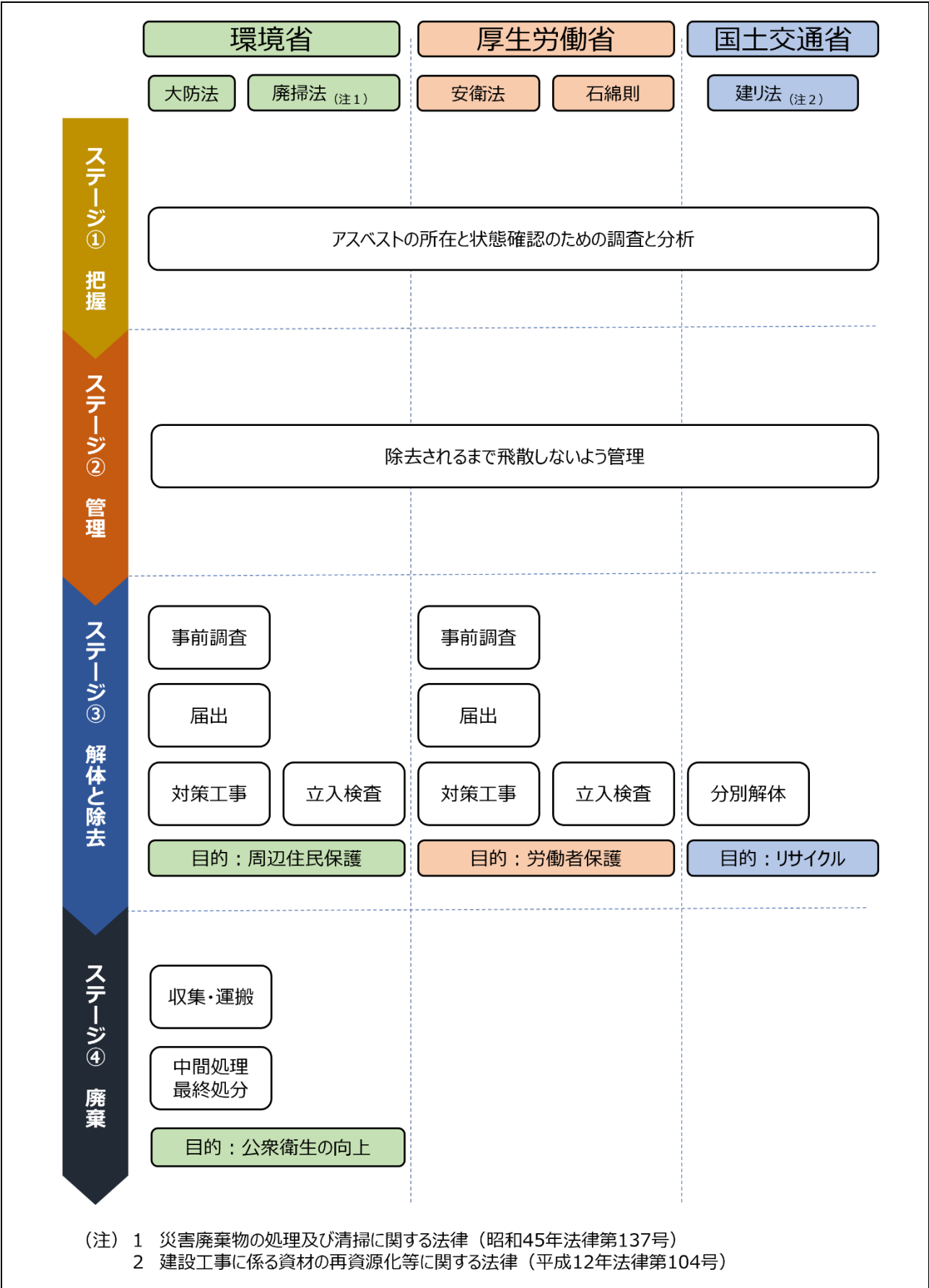
【東北管区行政評価局】

- 東北環境局は、①アスベスト調査台帳情報の共有など平常時の情報連携の必要性の周知、②アスベスト露出状況調査の参考となる情報提供、③地方公共団体における取組の支援を行うこと。

【総務省（行政評価局）】

- 環境省及び国土交通省は、①アスベスト調査台帳に係る個人情報取扱いを把握した上で活用例の提示、②アスベスト露出状況調査の実例等の周知、③地方環境局と連携した地方公共団体への支援を行うこと。 ※①は環境省及び国土交通省、②③は環境省

資料2 アスベスト関係法令による処理対策ステージ別の規制（概要）



（注）関係法令等に基づき当局が作成

資料3 防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定、令和7年7月最終修正）

<抜粋>

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

○応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一次的には市町村が当たり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援するものとする。

○災害時の応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達等の災害未然防止活動（津波災害、風水害、雪害における避難誘導等の対策、風水害における水防、火山災害における噴火警報等の発表・伝達及び入山規制）があり、災害発生後は、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策（応急収容を含む。）、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊、除雪及び雪崩災害等）の防止を行っていくこととなる。このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第1節・第2節 （略）

第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動

1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

○国及び地方公共団体は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。

○国及び地方公共団体は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

（略）

○建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、国〔環境省〕、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

（略）

2・3 （略）

（注）下線は当局が付した。

資料4 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成19年8月環境省水・大気環境局大気環境課、令和8年4月最終改訂）＜抜粋＞

第2章 平常時における準備

1. 概要

地方公共団体は、災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から建築物等における石綿使用状況の情報（又は石綿を使用している可能性のある建築物等の情報）について、所管部署と連携して共有・整理し、情報共有するとともに、災害時の石綿飛散防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、災害時の石綿飛散防止対策に係る実施事項、対応部署等を地域防災計画やマニュアル等に定めておくことが望ましい。また、平常時から、地方公共団体関連部署の職員、解体等工事業者、廃棄物処理業者等に対し、石綿に関する情報の周知を行うとともに、住民に対する普及啓発に努めることが重要である。

2. 平常時における石綿使用建築物等の把握

大防法第18条の24において国の施策として、建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供の実施に努めなければならないとしている。また、同法第18条の25において地方公共団体の施策として、建築物等の所有者等に対し、石綿含有建材及び建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めることとしている。

平常時に建築物等における石綿使用状況を把握しておくことで、災害発生時の迅速な石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応に活用することができる。そのため、地方公共団体は、平常時から建築物等の石綿使用状況（又は石綿を使用している可能性のある建築物等の情報）について、情報収集に努めることとする。なお、建築物等の石綿使用の有無まで把握することが難しい場合においても、建築物等の情報を収集・整理しておくことで、応急対応の際の基礎資料とすることができる。

（略）

2.1・2.2 （略）

2.3 石綿使用建築物等の把握の方法

2.3.1 既存情報の整理

石綿使用建築物等の把握にあたっては、既存情報の活用が効率的であることから、関連部署を含めた既存情報の整備状況の把握を行う。

既存情報の一例としては、以下のような情報がある。地方公共団体は、これらの情報の所管部署と連携して、保有する情報を整理する。

なお、既存情報で石綿の有無の把握まで行われていない場合でも、災害時の露出状況調査の際の確認対象建築物のリストとして使用することができる。

(1) アスベスト調査台帳

国土交通省は、地方公共団体が民間建築物における石綿含有吹付け材等の使用実態を把握する際の参考として、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（平

成 26 年 11 月)を作成し、全国の地方公共団体における建築基準法所管部署(特定行政庁)に対して示している。当該マニュアルでは、建築基準法において規制対象としている「吹付け石綿」及び「石綿含有吹付けロックウール」を対象に、調査により把握した情報をアスベスト調査台帳として整備し、データベース化して管理する必要があることを示しており、アスベスト調査台帳を整備することにより、災害時における適切な飛散・ばく露防止措置にも活用できるとしている。

(略)

(2) 地方公共団体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果

平成 17 年度以降、関係省庁において学校施設、病院、社会福祉施設及び地方公共団体所有施設等で、吹付け材について使用実態の調査が行われている。

また、平成 26 年度以降、学校施設、病院、社会福祉施設等で、石綿含有保温材等の一部について使用実態の調査が行われている。

これらの情報は施設を所管する部署が保有している場合がある。

(3) 大防法の届出履歴

大防法の特定粉じん排出等作業届出において、石綿使用が確認された建築物等が改造・補修される際に石綿含有建材の囲い込み、封じ込めの措置が行われた場合、石綿が現在も使用されていると考えられる。また、石綿使用建築物等が解体された場合や改造・補修される際に全て除去されている場合、石綿が既に存在しないことを把握できる。

この届出情報は、建築物等を網羅的に把握することはできないが、石綿使用建築物等に係る補足情報として参照することができる。

(4) 大防法の事前調査結果報告

石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材については届出対象ではないが、建築物等の改造・補修工事の際に行った事前調査結果の報告が活用できる可能性がある。例えば、改造・補修を行う建築物等の事前調査結果の報告で石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材の使用が明らかになれば、当該建築物等には改造・補修を行う部分以外にもそれらの石綿含有建材が使用されている可能性があることが把握できる。

石綿事前調査結果報告システムでは、事業者から報告された内容を一覧表形式でダウンロードすることができるため、必要に応じて活用する。

2.3.2～2.3.5 (略)

3. 災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備等

3.1 応急対応に係る体制整備

3.1.1 対応の原則

地方公共団体は、災害発生時における石綿の飛散・ばく露に対して、的確な応急対応を迅速かつ円滑に実施するための体制を整備しておくとともに、災害時の石綿の飛散の防止に関する計画、対策マニュアル等をあらかじめ策定するよう努めるものとする。

3.1.2 (略)

3.1.3 応急対応

災害発生時には、建築物等の倒壊・損壊に伴い、石綿含有吹付け材等が露出し飛散するおそれがあることから、石綿含有吹付け材等の露出等の状況を把握し、飛散・ばく露防止に係る応急措置を実施することが必要となる（詳細は、『第3章 3. 石綿露出状況等の把握』を参照のこと）。

災害発生時に応急対応を速やかに実施するため、地方公共団体の大防法所管部署、防災担当部署、建築基準法所管部署、応急危険度判定担当部署等の関連部署が調整の上、平常時から、石綿露出状況等の把握方法を整理し、情報の受入れ・伝達体制を構築しておく必要がある。

石綿露出状況等の把握及び情報の受入れ・伝達体制の例を、図 2.10 に示す。

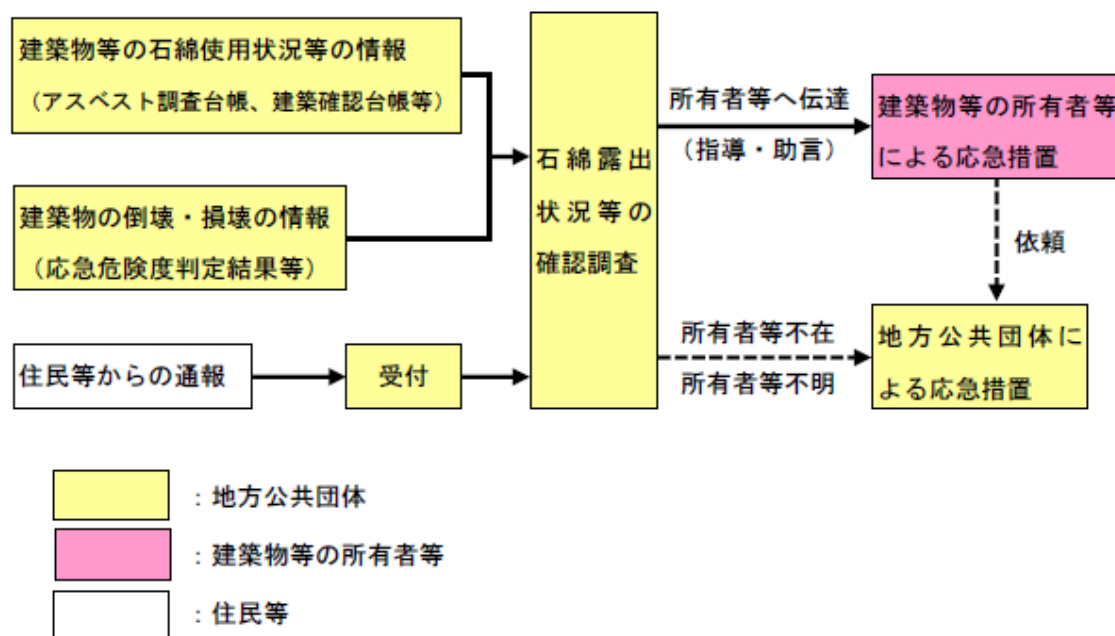


図 2.10 石綿露出状況等の把握と情報の受入れ・伝達体制（例）

石綿露出状況等の把握と情報の受入れ・伝達体制の構築に当たって検討する事項の例を以下に示す。

- (1) 石綿含有吹付け材等が使用されている可能性のある被災建築物の特定
『第3章 災害発生時の応急対応』を参考に、以下の事項を検討する。

【検討事項】

- ・対応部署
- ・特定方法
- ・確認調査の優先順位
- ・関係部署・機関との連絡体制の構築

- (2) 住民等からの情報の受付

石綿露出状況の受付や飛散・ばく露防止措置に係る総合相談窓口の設置を検討する。

【検討事項】

- ・窓口の設置部署

- (3) 確認調査及び伝達方法

『第3章 災害発生時の応急対応』を参考に、以下の事項を検討する。

【検討事項】

- ・対応部署
- ・確認調査の方法
- ・確認調査結果の伝達（必要に応じて指導・助言）方法（『第3章 3.2.7 建築物等の所有者等への情報の伝達』参照）
- ・確認調査にあたる職員の保護具の確保等
- ・石綿含有建材に関する知識を有する技術者の確保
- ・建築物等の所有者等の不在・不明時の対応方法

石綿露出状況等の確認調査は、石綿含有建材に関する知識を有する技術者等（※2-2）の協力を得て、地方公共団体が実施することが望ましい。

このため、技術者等が所属する企業・団体等（※2-3）との協力体制をあらかじめ構築しておくことが望まれる。一部の地方公共団体では、これらの団体と災害時の協力に関する協定を締結している例もあるため、参考にされたい。

表 2.7 災害時支援協定の例

協定を締結した団体	締結先地方公共団体等
(一社) 建築物石綿含有建材調査者協会	2018 年：豊田市、福岡市、環境省関東地方環境事務所・国立環境研究所・埼玉県環境科学国際センター、世田谷区、長野県 2019 年：横浜市 2020 年：堺市、尼崎市、文京区 2021 年：浜松市、西宮市、東京都 2022 年：広島市、九州・山口 9 県 2024 年：金沢市
(一社) 日本アスベスト調査診断協会	2018 年：長野県 2022 年：九州・山口 9 県

備考) いずれも災害時における被災建築物等の石綿調査支援に関する協定

(※2-2) 「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程」(平成 30 年 10 月 23 日告示、最終改正令和 8 年 2 月 20 日) により登録された機関が行う講習を修了した「特定建築物石綿含有建材調査者」、「一般建築物石綿含有建材調査者」、「一戸建て等建築物石綿含有建材調査者(一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る)」又は同等以上の能力を有すると認められた者(令和 5 年 10 月までに(一社) 日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者)

(※2-3) (一社) 建築物石綿含有建材調査者協会、(一社) 日本アスベスト調査診断協会、(一社) JATI 協会等

(略)

3.1.4 (略)

(注) 下線は当局が付した。

資料5 災害時における石綿の飛散・ばく露防止に係る工程

段階	石綿の飛散・ばく露防止に係る工程	本マニュアルにおける取扱い	実施・責任主体
平常時	平常時における準備	第2章	地方公共団体
初動対応	災害発生 ↓ 初動対応者等への注意喚起		地方公共団体
応急対応	損壊建築物等 ↓ 石綿露出等の把握 ↓ 応急措置 混合廃棄物倒壊家屋 ↓ 応急措置 (流出した石綿含有吹付け材等の確認及び回収)	第3章	建築物等の所有者
復旧・復興	事前調査 ↓ 事前調査結果の報告 ↓ 石綿あり 作業計画 ↓ 石綿含有吹付け材等あり 協議・届出 ↓ 解体・改造・補修 ↓ 収集・運搬 ↓ 一時保管 ↓ 分別・選別 ↓ 収集・運搬 ↓ 中間処理・最終処分 石綿なし ↓ 撤去 ↓ 収集・運搬 ↓ 一時保管(仮置場) ↓ 分別・選別 ↓ 収集・運搬 ↓ 中間処理・最終処分 石綿使用の疑い 廃石綿等	第5章 第5～7章 第8章 第9章 第8章 第11章	解体等工事の元請業者 解体等工事の元請業者 廃棄物処理業者 地方公共団体 廃棄物処理業者
全体	環境モニタリング・立入検査	第4章・第12章	地方公共団体

備考) 届出：大防法、安衛法及び石綿則

(注) 環境省マニュアルによる。

資料 6 建築物石綿含有建材調査マニュアル（平成 26 年 11 月国土交通省）＜抜粋＞

7. 関係部局との連携

精度の高い調査を実施するだけにとどまらず、調査の成果をその後の効果的なアスベスト対策につなげていくためには、地方公共団体のアスベスト対策関連部局、あるいは労働基準監督署が互いに緊密に情報共有・連携することが重要である。

国土交通省は、地方公共団体を対象として、民間建築物に対する石綿調査などの補助制度の創設と台帳整備の状況について把握するための調査を行っている。平成 25 年 4 月時点の調査結果では、大気環境や廃棄物などの庁内関係部局あるいは労働基準監督署との情報交換を行ったことがあると回答した特定行政庁は 198（44％）にとどまっている。

アスベスト対策関連部局が、それぞれの所掌の枠に留まらず、必要な連携を図ることで、実効性のある総合的なアスベスト対策を講じる必要がある。

（略）

7-1. 大気汚染防止法関連業務への情報提供

大気汚染防止法は、特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材）が使用されている建築物または工作物の解体、改造、補修を行う場合、事前に都道府県知事等に届け出ることを規定している。2013 年 6 月に公布された改正大気汚染防止法で、届出義務が施工者から工事の発注者または自主施工者に変更になった。

アスベスト台帳（調査結果）を整備しておけば届出が必要な建築物であることが事前に判明するため、届出がない場合には立入検査の対象にすることにより届出の漏れが少なくなる。特に石綿がないものとして解体されないように、通常使用時からの把握が重要である。また、アスベスト台帳（調査結果）は届出の記載内容の確認にも活用できる。

7-2. ・7-3. （略）

7-4. 災害時の対応

阪神淡路大震災や東日本大震災での被害の教訓から、平時に計画的にアスベスト実態調査を推進し、石綿含有建材の存在を把握しておくことが重要であると認識されるようになった。¹⁾ また、地域防災計画及び震災・水害廃棄物処理計画の中で、一時保管場所における受入対象品目の整理や区分の検討においてアスベスト台帳（調査結果）の情報が参考になる。

災害時には全壊、半壊した建築物を解体する場合、石綿の飛散が懸念される。災害時における石綿飛散防止のマニュアル²⁾によると、被災した建築物等の解体及び補修に先立って、立入りが可能な建築物の場合は事前調査を行うことが原則とされている。アスベスト台帳（調査結果）が整備されていれば事前調査の代用になり、スム

一ズに解体工事が行える。事前に囲い込みや封じ込めも含めて石綿の有無が判明するため、災害廃棄物に石綿が混入されないよう石綿を除去・分別し、石綿の飛散防止や暴露防止の措置を図ることができる。一方、安全面から立入り不可の場合は、散水による湿潤化等の飛散防止措置をとって「注意解体」することになるが、アスベスト台帳（調査結果）の情報により囲い込みや封じ込めも含めて石綿有りの場合は特に慎重な解体を行うよう注意を喚起することが可能となる。以上のことから災害時にアスベスト台帳（調査結果）をスムーズに活用できるように事前に取り決めておくことは極めて重要である。災害時は他都市からの応援もあり、緊急対策部署が急遽立ち上がる場合もあるため、必要な部署がアスベスト台帳（調査結果）を活用できるようにしておくことが必要である。アスベスト台帳（調査結果）は個人情報であるため、情報の共有化や取り扱いを平時に関連部署および地方公共団体内で調整しておく必要がある。

また、東日本大震災で津波被害を受けた地域では地元の分析機関も被害を受け、遠方の分析機関に分析を依頼するなど分析に時間がかかった。スムーズに解体工を行うためにもアスベスト台帳（調査結果）の整備が望まれる。

注：1) 阪神・淡路大震災教訓情報資料集、内閣府、防災情報のページ

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin_awaji/download/pdf/3-4-3.pdf

2) 災害時の災害廃棄物に関する石綿の飛散防止対策として、下記のマニュアルに対応方法が示されている。

①災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル、環境省 水・大気環境局大気環境課、2007 年 8 月

②災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル Ver. 2-Re3、廃棄物資源循環学会 災害廃棄物対策・復興タスクチーム、2011 年 6 月 15 日

(注) 下線は当局が付した。

資料 7 石綿含有建材に関する知識を有する団体等との協定締結の例

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）及び一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物等のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、都内において地震、洪水その他の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベスト調査を実施し、アスベスト飛散による都民の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 本協定において「被災建築物等」とは、甲又は都内自治体が実施する建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断された建築物その他アスベストの飛散のおそれがあるものとする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害発生後、都内自治体からアスベスト調査に係る支援の要請を受けたときは、アスベスト調査について乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による甲から乙への協力の要請は、別記様式第 1 号による協力要請書により行う。

3 甲は、緊急かつやむを得ないときは、前項の規定にかかわらず、協力の要請を口頭により行うことができる。この場合において、甲はアスベスト調査の実施後速やかに協力要請書を乙に送付するものとする。

（役割分担）

第 4 条 乙は、甲から前条の規定に基づく協力の要請を受けたときは、乙に所属する会員から必要な人員、資機材等を調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

2 乙が甲の協力の要請に基づき実施する業務は、次のとおりとする。

(1) 甲又は都内自治体が実施するアスベスト調査への支援

(2) 被災建築物等におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査

(3) 被災建築物等からのアスベスト飛散防止に必要な助言

(4) その他被災建築物等からのアスベスト飛散防止のために必要な活動として甲乙協議の上、決定した活動

3 甲は、乙が円滑に前項の業務を実施できるよう、職員の同行、調査候補となる建築物に関する情報提供等を行うものとする。

(調査結果の報告)

第5条 乙は、前条第2項に規定する業務を実施したときは、その調査結果を速やかに甲に報告し、当該業務を全て終了したときには、甲に対し、別記様式第2号による業務実施報告書を提出する。

(費用の負担)

第6条 第4条第2項の規定により乙が実施した業務に要した交通費、宿泊費その他の費用については、甲が負担するものとする。ただし、人件費及び機器費については、乙が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前の適正価格を基準とする実費とし、甲乙協議の上定める。

(平常時からの連携)

第7条 甲及び乙は、本協定の効果的な運用を図るため、平常時から定期的な情報交換体制の整備、研修・訓練等の実施等、連携の強化に努めるものとする。

2 前項の規定に係る実施事項やその費用の負担、実施期間等については、甲乙協議の上定める。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の意思表示がない場合は、本協定は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

令和3年12月17日

(甲) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子

(乙) 東京都千代田区神田三崎町二丁目13番1号
田辺ビル4階
一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事 貴田 晶子

(注) 東京都ホームページ掲載資料による。